

# 臨時給付金を支給します

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う生活への負担を軽減するため、臨時給付金を支給します。  
臨時給付金は2種類あり、対象となるかたにはどちらか一つが支給されます（支給は1回限りです）。次ページのフロー図でご確認ください。

## 臨時福祉給付金

### 支給額

1人につき1万円

平成26年度市・県民税非課税のかた  
(ただし、課税されているかたの扶養に入っている場合や生活保護の受給者である場合などは対象外)

※税の申告をしていないかたには、課税通知及び非課税通知の発送をしていません。  
※16歳未満で被扶養親族となつていなかたでも、生計を同じにする保護者が市・県民税を課税されている場合には、対象外となります。

給与所得者			
夫婦子2人	夫婦子1人	夫婦子1人	夫婦子2人
区分	単身	給与収入ベース	
209・9万円	168・3万円	137・8万円	93万円

公的年金受給者			
夫婦	夫婦	単身	区 分
65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満
192・8万円	147万円	148万円	98万円

表1【市民税・県民税が非課税となる所得水準の目安】

表2【児童手当の所得制限額の目安】

**支給額**  
対象児童1人につき1万円

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 対象児童

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童

次の2つの要件を満たすかた

①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しているかた

※特例給付とは、所得が高額なかたについて児童1人当たり月額5千円を支給しているものです。

※対象のかたが亡くなられている場合、そのかたに代わって手当の支給を受けているかた等に支給します。

②平成25年中の所得が児童手当の所得制限額未満のかた

(2) 平成26年1月1日時点で中学校3年生であったが、実際の申請・支給時に中学校を卒業しているお子さんも対象となります。

(3) 平成26年1月1日以降に児童福祉施設等に入所中のお子さんについて、児童福祉施設等からの代理申請に基づき、別途支給されます。

(4) 平成26年1月1日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されるまでに亡くなられたお子さんは対象外です。

お問い合わせ  
給付金相談窓口 ☎ 43-7019  
総合福祉センター 3階

開設期間 7月1日(火)～12月26日(金)  
8時30分～17時

(土・日曜日、祝日を除く)